

2024年2月21日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中
歳入代理店引受金融機関本部
歳 入 代 理 店

日 本 銀 行 業 務 局

国税のキャッシュレス納付および正規納付書の利用に関するお願い

代理店等関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁では、社会全体の効率化と行政コスト抑制のため、2024年5月以降に送付する分から、納付書の事前送付を一部取りやめることとしております。また、2024年4月以降、ダイレクト納付の利便性向上を予定しており、これを機に、キャッシュレス納付の一層の進捗が期待されるところです。

日本銀行は、国税庁や政府によるデジタル化の推進に呼応する形で、関係団体と連携を図りながら、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた働きかけを実施しております。金融機関の皆様におかれては、これまでも、渉外活動時や窓口での呼びかけや、関係団体との共働など、幅広い取組にご協力を頂いておりますが、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

こうした中で、金融機関の皆様方にご承知おきのことと存じますが、正規納付書（税務署で用意した所定の納付書）以外の書面（正規納付書のコピーや会計ソフトで作成し市販の用紙で印刷したもの、インターネットからダウンロードして出力したものなど）による納付が行われた場合、納付書の枚数・金額の集計等を機械処理することができない可能性があるほか、税務署等において納付の事実の確認に時間を要するなど、納付者へご不便をおかけする可能性もある旨、改めて申し添えます。

この点、国税庁ホームページにおいても、同様の内容が記載されているほか、「納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。」とされているところです。

金融機関の皆様におかれましては、この点につきましても、キャッシュレス納付の推進と併せて、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ

TEL : 03-3279-1111 (代表) (内線 3337)

E-mail : post.od22@boj.or.jp